

# 家庭科家族領域における高齢者の見守りネットワークに関する一考察

A Consideration Regarding Elderly People Watching Neighborhood Network in the Field of Family Domain of Home Economics Education

神 山 久 美\*

KAMIYAMA Kumi

**要約：**本研究では、消費者安全法に基づく地域の高齢者の見守りネットワークの取り組みが、家庭科家族領域の授業に導入できないか検討することを目的とした。消費者行政が主導する高齢者の見守りネットワークの導入の経緯やしくみを整理し、事例や先行研究などから検討した。高等学校家庭科の家族の学習では、人の一生を見通す中で家族や高齢期の生活を考え、家族の地域や社会との関わりを認識させることが重要である。学習指導要領や教科書には、高齢者の見守りという記述はなかったが、家族と地域との関わり、家族、地域や社会の果たす役割を認識させる例として適していると考えられた。高齢者の見守りネットワークを例としながら地域連携を理解し、地域の見守りネットワークへ参画していくことが、高等学校家庭科における学習として意義あるものになると示唆された。消費生活などの他領域と関わらせながら学習していくことも可能であると考えられた。

**キーワード：**高齢者の見守りネットワーク 消費者安全法 家庭科家族領域 高等学校

## I はじめに

日本は2007年に超高齢社会に入り、2015年国勢調査による高齢化率は過去最高の26.7%に達した<sup>1)</sup>。高等学校家庭科の家族領域では、高齢者に関する学習を行うが、その取り組みがますます重要となっている。

高齢化の進展に対応して、2009年告示高等学校学習指導要領家庭の内容の改善では、「高齢期を人の一生を見通す中でとらえ、高齢者の自立生活を支えるために個人や家族、社会が果たす役割や、高齢者と積極的にかかわり肯定的に理解することなどに関する内容の充実を図った。」と示されている<sup>2)</sup>。「家庭基礎」の内容をみると、「(1) 人の一生と家族・家庭及び福祉」の中に、「ウ 高齢期の生活」と「エ 共生社会と福祉」の項目がある。以下がその内容の抜粋である。

### ウ 高齢期の生活

高齢期の特徴と生活及び高齢社会の現状と課題について理解させ、高齢者の自立生活を支えるために家族や地域及び社会の果たす役割について認識させる。

### エ 共生社会と福祉

生涯を通して家族・家庭の生活を支える福祉や社会的支援について理解させ、家庭や地域及び社会の一員としての自覚をもってともに支え合って生活することの重要性について認識させる。

\* 社会文化教育講座

山田・鈴木（2012）は、共生社会の項目が家庭科に入ってきたことについて、これまでの家族を中心とした生活の支え合いではなく、年齢や障害の有無にかかわらず、新たな人々の関係性の構築が家庭科教育に求められていると述べた。高齢期の学習を通して、地域や社会と家族との関わりや、地域や社会の一員として支え合って生活していく重要性を生徒に認識させたい。

各地域において、高齢者等を支援する様々なしくみづくりが行われている。また近年では、消費者行政が、高齢者等の見守りネットワークという言葉が頻りに使われるようになった。本研究では、特に消費者行政が主導する高齢者の見守りネットワークについて、その導入の経緯やしきみ、事例などの考察から、この高齢者の見守りネットワークの取り組みが、高等学校家庭科家族領域の授業に導入できないか検討することを目的とする。

高齢者の見守りに関する先行研究としては、IT等による見守り支援システムや地域の見守りネットワークの事例分析が多い。見守りの概念について、神崎（2013）は、高齢者の「日常生活の維持」、個人の状況に合った予防的支援の促進、高齢者や家族、地域の人々の「安心感の獲得」、地域の「人やサービスとの結びつきの拡大」を導く関係にあると分析したが、これは看護学、福祉学、工学、医学分野の研究による高齢者の見守りの分析であり、消費者行政に関する研究は入っていなかった。特に看護学・福祉学における研究が多いが、川崎（2013）の高齢消費者被害防止に向けた地域包括センターの事例研究など、近年では福祉と高齢者等の消費者問題に関わる研究も見られる。しかし、高齢者の見守りという視点からの家庭科家族領域の授業研究は、管見の限り見られない。消費者行政が主導する高齢者の見守りネットワークの取り組みについて、その意義を明らかにしながら、高等学校家庭科家族領域の授業への導入を検討していきたい。

## II 高齢者の見守りネットワークについて

### 1. 高齢消費者見守りネットワーク連絡協議会

2005年12月に「高齢消費者見守りネットワーク連絡協議会」が発足した。これは、高齢者及び障害者の消費者トラブルに関して情報を共有するとともに、高齢者及び障害者の周りの方々に対して、悪質商法の新たな手口や対処の方法などの情報提供等を行うしくみを構築することを目的とし、17の団体・機関の総意により開催されたものであった<sup>3)</sup>。その担当局である内閣府国民生活局から、高齢者の悪質商法の新たな手口などを伝えるメールマガジン「見守り新鮮情報」の配信が2006年から開始された。この早期警戒情報の提供を通して、消費生活相談の現場と高齢福祉の現場をつなげるネットワークを構築し、高齢者やその家族、周りの人々が高齢者の消費者トラブルの予防、早期発見、拡大防止を行おうとするものであった（図1参照）<sup>4)</sup>。

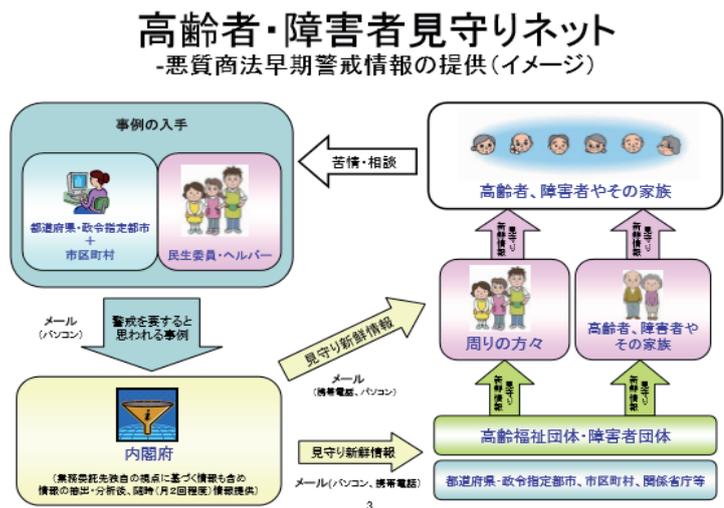


図1 高齢者・障害者見守りネット  
 出展：高齢消費者・障害消費者見守りネットワーク連絡協議会  
 第1回会合（2007年1月27日）議事の資料5

図1に見られる高齢者への見守りという視点の必要性は、同時期に内閣府国民生活局が作成した「高齢者の消費者トラブル見守りガイドブック」(2005年度版)に表れていると考えられる。この冊子には、消費者トラブルをくい止めるために、高齢者本人が問題意識を高めるとともに、家族や高齢者の周りの人々(民生委員、ヘルパー、ケアマネジャーなど)が変化に気づき、地域の相談機関(消費生活センターなど)につなぐことが重要という記述がある<sup>5)</sup>。高齢者等の周りの人々に対して情報提供を行い、周りにいる人々が高齢者を見守るというしくみを提案している。

この協議会は、2007年1月には「高齢消費者・障害消費者見守りネットワーク協議会」と名称を変更し、担当省庁が消費者庁となった。高齢者及び障害者の消費者トラブルの防止等を図るため協議会を開催し、高齢者及び障害者の消費者トラブルに関して情報を共有するとともに、高齢者及び障害者の周りのの方々に対して悪質商法の新たな手口や対処の方法などの情報提供等を行う仕組みを構築することを目的としている<sup>6)</sup>。直近の2016年3月の第12回協議会の構成団体の数は、高齢福祉関係団体11、障害者関係団体5、専門職団体3、消費生活関係団体11、自治体関係3、事業者関係3、政府等9と<sup>7)</sup>、さまざまな分野の団体へ拡がりながら、構成団体数も増加している。

## 2. 地域包括ケアシステム

2012年に施行された介護保険法改正では、「地域包括ケア」に係わる理念規定が創設され、高齢者が地域で自立した生活を営むことを可能とする地域包括ケアシステムの構築が、国及び地方公共団体の責務として規定された<sup>8)</sup>。また、2013年に社会保障制度改革国民会議が出した報告書では、「地域包括ケアシステム」の構築は、団塊の世代のすべてが75歳以上となる2025年に向けて速やかに取り組むべき課題とされ、また「地域包括ケアシステム」は介護保険制度の枠内では完結せず、医療と介護の連携と「地域包括ケアシステム」というネットワークの構築が必要とされた。この「地域包括ケアシステム」は、医療・介護・予防・住まい・生活支援サービスが身近な地域で包括的に確保される体制を示しており、保険者である市区町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていく必要性を示した。2015年度からの第6期以降の介護保険事業計画を「地域包括ケア計画」と位置づけ、各種の取組を進めていくべきとしている<sup>9)</sup>。



図2 「地域包括ケアシステム」

出展：厚生労働省 web サイト「地域包括ケアシステム」

図2が、厚生労働省が提示している「地域包括ケアシステム」の図である<sup>10)</sup>。特にこの「地域包括ケアシステム」では、高齢者の日常生活域を単位と想定して、さまざまな機関等が連携しながら

システム構築がされているところに注目したい。

東京都福祉保健局では、『高齢者等の見守りガイドブック』を2013年に発行した。地域包括ケアシステムの構築が地方公共団体の責務として規定され、見守り等の生活支援が高齢者を支える重要な取り組みとして位置づけられたことからである。見守りは、自治体にとって地域包括ケアシステムの一翼を担う重要な施策であり、喫緊に取り組むべき行政課題としている<sup>11)</sup>。

### 3. 消費者安全確保地域協議会

2016年4月に施行された改正消費者安全法の第11条の3第1項では、消費者の利益の擁護及び増進に関連する分野の事務に従事するもの（以下この条において「関係機関」という。）は、当該地方公共団体の区域における消費者安全の確保のための取組を効果的かつ円滑に行うため、関係機関により構成される消費者安全確保地域協議会を組織することができる」と規定し、病院、教育機関、消費生活協力団体又は消費生活協力員その他の関係者を構成員として加えることができるとした（第11条の3第2項）。協議会は、必要な情報を交換するとともに、消費者安全の確保のための取組に関する協議を行うものとし（第11条の4第1項）、協議会の構成員は、消費者安全の確保のため、消費生活上特に配慮を要する消費者と適当な接触を保ち、その状況を見守ることその他の必要な取組を行うものとしている（第11条の4第2項）。

消費者庁は「改正消費者安全法の実施に係る地方消費者行政ガイドライン」を示し、地域における見守り活動を促進するための指針を示し、地域協議会の構成員として、想定されるものを示した。そこには、消費生活センター等の消費者関係、地域包括支援センター等の福祉関係、病院等の医療福祉関係、警察・司法関係、教育委員会、学校、公民館等の教育関係、事業者関係等である<sup>12)</sup>。

図3は、消費者庁『平成28年版消費者白書』に掲載されている「消費者安全確保地域協議会（見守りネットワーク）」の

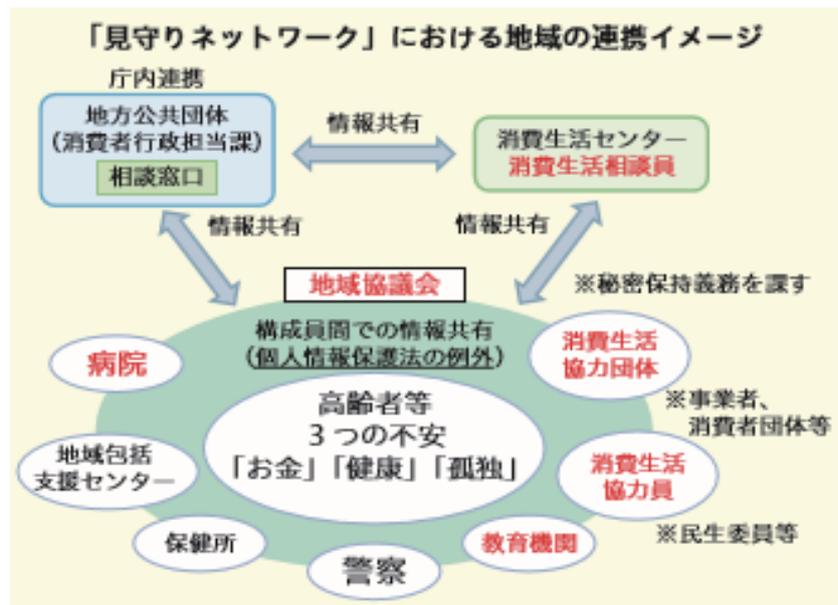


図3 消費者安全確保地域協議会（見守りネットワーク）

出展：消費者庁『平成28年版消費者白書』p.47

地域の連携イメージ図であり、「お金」、「健康」、「孤独」の不安を抱えることが多い高齢者を地域で見守る体制を構築することが、高齢者の消費者被害の拡大防止や未然防止に極めて有効であると説明をしている<sup>13)</sup>。

池本（2016）は、「消費者安全確保地域協議会」の設置により、消費者行政の強化から、地域の官民連携による消費者被害防止へと、消費者政策の展開が新たな段階に進むことを目指すものであると述べている。この池本の述べるように、消費者行政が強く働きかけて高齢者等の見守りを行ってきた経緯が、消費者行政が主導しつつも地域のさまざまな機関・人々との連携を重視しながら高齢者等の見守りを行うしくみに変化していることに注目したい。

### Ⅲ 高齢者の見守りネットワークに関する家族領域の授業の検討

#### 1. 高等学校「家庭基礎」における学習内容

高等学校学習指導要領解説家庭編では、「家庭基礎」の「(1) 人の一生と家族・家庭及び福祉」の「ウ 高齢期の生活」については、「高齢期になっても、だれもが安心して自立的な生活を送ることができる高齢社会を築くために、個人や家族、地域及び社会の果たす役割について考えさせる。」とある。また、「エ 共生社会と福祉」については、「多様なニーズをもった人々がそれぞれの特徴を生かしながら支えあって生活する社会をつくるために個人や集団がどのようにつながり助け合ったらよいかを、具体的な事例を通して考えさせる。」という解説がある<sup>14)</sup>。

表1は、「家庭基礎」の教科書の具体的な記述内容を見るため、ある教科書を例として、その項目とキーワードについてまとめたものである。この教科書はキーワードが記載されており、そのキーワードをまとめた。

表1 「家庭基礎」教科書の内容例

章	項目名	キーワード
第3章 高齢者	1. 社会はどう高齢化するのだろうか？	高齢者 高齢化率 高齢社会
	2. 超高齢社会の課題は？	老老介護 社会的孤立 QOL (生活の質)
	3. 高齢期ってどういう時期？	加齢と老化 健康寿命 アンチエイジング 認知症 生きがい 社会参加 公的年金
第4章 共生社会	1. 共生ってなんだらう	社会保障制度 子ども・子育てビジョン 公的年金制度 介護保険制度 地域コミュニティ ノーマライゼーション バリアフリー ユニバーサルデザイン

出典：「家庭基礎～ともに生きる明日をつくる～」教育図書（2012年検定）

高等学校家庭科の家族の学習では、人の一生を見通す中で家族や高齢期の生活を考え、家族の地域や社会との関わりを認識させることが重要である。現在出版されているすべての教科書（「家庭基礎」及び「家庭総合」）を調べたところ、「高齢者の見守り」の記載はなかった。この教科書のキーワードで見守りの類語と考えられたのは「地域コミュニティ」であった。そこでこの教科書で「地域コミュニティ」の記述部分を抜き出したのが表2である。「地域コミュニティ」は、「社会的孤立」と「共生社会の実現に向けて」の項目に記載されていた。

表2 「地域コミュニティ」を含む教科書の記述例

社会的孤立	共生社会の実現に向けて
<p>高齢者の一人暮らしが増えて家族とのつきあいが希薄になり、また都市化が進んだことなどにより、社会的に孤立した高齢者が増えている。孤立した生活では、日常生活で困っても頼る人がおらず、災害や犯罪にあったり消費者被害にあったりしても周囲に助けを求めにくい。場合によっては孤独死にもつながる。</p> <p>地域のなかで豊かに暮らすことで、高齢期のQOLは大きく高まる。高齢者に地域の行事に参加してもらったり、高齢者の居場所をつくったりするなど、行政、ボランティア、住民などが協力して<u>地域のコミュニティ</u>の力を強めていく必要がある。</p>	<p>私たちの生活は、個人や家族が協力し合い、企業から商品やサービスを購入し、行政のサービスを受けることで成り立っている。しかし、日々の生活には家族、企業、行政だけではカバーしきれない部分がある。それを支えるのが、<u>地域コミュニティ</u>やボランティア活動、NPO活動である。すべての人がおたがいに尊重し合い、自分のできる範囲で支え合うことで、安心して、充実した生活を送ることができる。これを共生社会という。</p>

<注>下線は筆者による

出典：「家庭基礎～ともに生きる明日をつくる～」教育図書（2012年検定）p. 57 及び p. 75 から一部抜粋

## 2. 高齢者の見守りネットワークを家族領域の授業に導入する意義

各地域で出されている見守りネットワークに関する説明文では、地域コミュニティの希薄化や弱体化のため、高齢者等の見守りネットワークを構築する必要性があると書かれているものが多い。野崎（2015）は、現代社会において住民による見守りは自然発生しづらく、高齢者本人だけでなく見守る住民に対しても支援が必要であり、専門職が住民からの見守り情報を効率よく入手するためのネットワークをつくることが求められると述べている。また、堀（2011）は、見守りの活動主体を住民、行政・関係機関、民間事業者の3つのセクターに分類しており、これらの協働によるしくみで展開されると述べている。前述の消費者安全確保地域協議会（見守りネットワーク）は消費者安全法に基づき消費者行政が主導するものである。高齢者の日常生活における地域の中で、地域包括支援センターを含めたさまざまな機関・人々との連携を重視しながら高齢者等の見守りを行うしくみである。この見守りネットワークを各地域で進めていくのが望ましいと考えられた。

家庭科の教科書では地域コミュニティに関する記述があるが、地域コミュニティを強化・活性化していくための一例として、この見守りネットワークが適した教材になるのではと考えられた。生徒の生活圏において、今後、構築が進んでいく高齢者の見守りネットワークを取り上げ、そのネットワークの中の家族、家族と地域との関わり、家族、地域や社会の果たす役割などについて認識させる例として適していると考えられた。

## 3. 高齢者の見守りネットワークに関する授業内容の検討

消費者庁では、「地域における見守りネットワーク構築に向けた取組事例」を公表しており、現在、11事例が掲載されている<sup>15)</sup>。その中に山梨県甲府市の事例がある。消費生活相談の約4割が65歳以上の高齢者に係るものであることから、高齢者の消費者被害の未然防止、被害救済及び拡大防止に向け、相互に被害状況や対応策を迅速に情報提供し、共有することができるよう、消費生活センターと市内9か所の地域包括支援センターとの情報交換会を年2、3回程度開催しているという紹介があった。

消費者安全確保地域協議会の構成員として想定されるものには、地域包括支援センターや消費生活センターや教育機関、事業者も入っている。甲府市のように、地域包括支援センターや消費生活センターとの連携事例や事業者に協力を依頼する事例が多い。

この高齢者の見守りネットワークは、各地域で始まったばかりの取り組みである。この高齢者の見守りネットワークを授業にどのように導入していけば効果的か検討していく必要がある。

大竹（2011）は、家庭科では地域の生活に根ざす学びが求められると述べている。地域の学習について、堀内（2011）は、子どもたちにどのようにして居住地を含む空間や社会と子どもたちとの直接・間接的なつながりに気づかせ、そこに在る自分の暮らしを考えさせるかが家庭科の授業観となり、「地域に参画する市民」としての意識と実践力を育てたいと述べている。これらから、生徒が自分の地域の高齢者の見守りネットワークに参画するような授業実践が望ましいのではないかと考えられた。学習指導要領解説では、地域の実態に応じて、高齢者との触れ合いや交流などの実践的・体験的な学習活動を取り入れるようにするとある<sup>16)</sup>。自分の住んでいる地域における高齢者の見守りネットワークの地域連携を認識して、できればその見守りネットワークに生徒自身が参画していくことが望ましい授業内容になると考えられる。

地域の高齢者の見守りネットワークへの参画では、消費生活領域や食領域などの他領域と関わらせながら学習することも可能と考えられる。消費者安全確保地域協議会（見守りネットワーク）では、その地域の消費者安全に関わる情報が提供・交流される。生徒は家庭科で学んだ内容やその情報を基にして、地域の高齢者にわかりやすく紹介する、高齢者の体験を聴いたり交流したりして学

習内容を深化させていくことができる。教育機関がこの見守りネットワークに入っているのは、このような学校との連携が期待されているのではないだろうか。家庭科の学習内容から、このネットワークへの参画が可能であると考えられた。

## IV おわりに

本研究では、消費者行政の主導で進められてきた消費者安全法に基づく地域の高齢者の見守りネットワークの取り組みが、家庭科家族領域の授業に導入できないか検討することを目的とした。消費者行政における高齢者の見守りネットワークの導入の経緯やしくみを整理し、事例や先行研究などから検討したところ、家族と地域との関わり、家族、地域や社会の果たす役割を認識させる例として、高齢者の見守りネットワークは適していると考えられた。家庭科の複数の領域と関わらせた学習として、この見守りネットワークへの参画も可能と考えられた。

「消費者安全確保地域協議会（見守りネットワーク）」の取り組みは各地で始まったばかりである。地域に根ざす家庭科の学習内容の一例としても導入が期待される。

### <注>

- 1) 総務省統計局「平成 27 年国勢調査抽出速報集計結果」（2016 年 6 月 29 日公表）から
- 2) 文部科学省「高等学校学習指導要領解説家庭編」平成 22 年 1 月，p. 4
- 3) 「高齢消費者見守りネットワーク連絡協議会」第 1 回会合議事要旨  
<http://www.consumer.go.jp/seisaku/kaigi/mimamori/mimamori1/yoshi.html> (2016/10/23 参照)
- 4) 「高齢消費者・障害消費者見守りネットワーク連絡協議会」第 1 回会合議事要旨  
<http://www.consumer.go.jp/seisaku/kaigi/mimamori/mimamorinet1/yoshi.html> (2016/10/23 参照)
- 5) 内閣府国民生活局「高齢者の消費者トラブル見守りガイドブック」（2005 年度版）
- 6) 「第 12 回高齢消費者・障害消費者見守りネットワーク連絡協議会」  
<http://www.caa.go.jp/information/koureinet.html> (2016/10/23 参照)
- 7) 前掲 6)
- 8) 介護保険法第 5 条第 3 項「国及び地方公共団体は、被保険者が、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、保険給付に係る保健医療サービス及び福祉サービスに関する施策、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止のための施策並びに地域における自立した日常生活の支援のための施策を、医療及び居住に関する施策との有機的な連携を図りつつ包括的に推進するよう努めなければならない。」
- 9) 2012 年の社会保障制度改革推進法に基づき、社会保障制度改革を行うために必要な事項を審議するため、内閣に、社会保障制度改革国民会議が設置され、2012 年から 2013 年に渡り 20 回の会議が行われ、その報告書が 2013 年 8 月 6 日に出された。  
<file:///C:/Users/vfd03/AppData/Local/Microsoft/Windows/INetCache/IE/AY5ZJE8V/houkokusyo.pdf>  
(2016/10/23 閲覧)
- 10) 厚生労働省 web サイト「地域包括ケアシステム」  
[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/kaigo\\_koureisha/chiiki-houkatsu/](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/chiiki-houkatsu/)  
(2016/10/23 閲覧)
- 11) 東京都福祉保健局『高齢者等の見守りガイドブック～誰もが安心して住み続けることができる地域社会を実現するために～』2013，p. 1 2016 年 3 月には第 2 版が出された。

- 12) 消費者庁「改正消費者安全法の実施に係る地方消費者行政ガイドライン」(2015年3月公表)  
pp.38-39
- 13) 消費者庁『平成28年版消費者白書』pp.46-48
- 14) 前掲2) p.12
- 15) 消費者庁「消費者安全法の改正」 「8. 地域における見守りネットワーク構築に向けた取組事例」  
<http://www.caa.go.jp/region/index11.html> (2016/10/23 閲覧)
- 16) 前掲14)

#### <引用文献>

- ・堀崇樹 (2011) 「高齢者見守り活動の構成」 日本大学社会学会『社会学論叢』172, pp.41-59
- ・堀内かおる (2011) 「中学生は『地域』をどうとらえているか」 大竹美登利・日景弥生編『子どもと地域をつなぐ学び～家庭科の可能性～』東京学芸大学出版会, pp.80-90
- ・池本誠司 (2016) 「見守りネットワーク構築の現状と課題」 独立行政法人国民生活センター『国民生活』No.50, pp.1-5
- ・川崎孝明 (2013) 「高齢消費者の被害防止に向けた地域ネットワーク構築に関する一考察～地域包括センターの機能をめぐって～」 日本消費者教育学会『消費者教育』第33冊, pp.235-244
- ・神崎由紀 (2013) 「地域で暮らす高齢者の見守りの概念分析」 日本看護学会誌 33 巻 1 号, pp.34-41
- ・野崎瑞樹 (2015) 「都市住民による高齢者の見守り～ネットワークの展開と支援～」 東洋大学社会福祉研究 8 号, pp.53-57
- ・大竹美登利 (2011) 「家庭科における『地域』の学びとは何か」 大竹美登利・日景弥生編『子どもと地域をつなぐ学び～家庭科の可能性～』東京学芸大学出版会, pp.8-23
- ・山田美砂子・鈴木敏子 (2012) 「高等学校の共通教科『家庭』の内容に『共生社会』が位置づいた背景と授業実践の課題」 日本家庭科教育学会大会第55回『研究発表要旨集』p.26